

がけ地の付近に建築の計画をされているみなさまへ

がけ地付近での建築行為は、区域に応じて制限がかかることがあります。以下のチェックシートで事前の確認をお願いします。

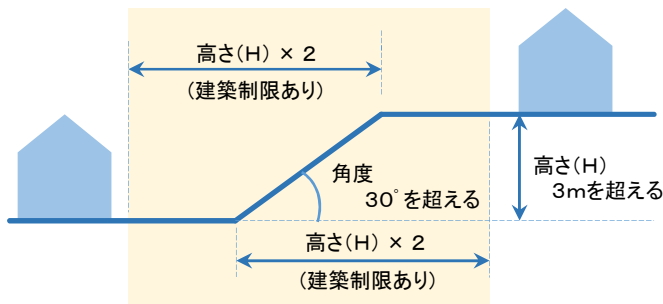
敷地の地名地番			
対象区域など	確認欄	問い合わせ(確認)先	メモ
① 崖(がけ)付近の建築物	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 調査が必要	<秋田市> 都市整備部 建築指導課 審査・検査担当 ☎ 018-888-5769 (秋田市本庁舎 4階)	担当者:
② 災害危険区域	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		担当者:
③ 急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 該当する (許可: 要・不要) <input type="checkbox"/> 該当しない	<秋田県> 秋田地域振興局 建設部 用地課 管理班 ☎ 018-860-3452 (秋田地方総合庁舎 3階)	担当者:
④ 地すべり危険区域	<input type="checkbox"/> 該当する (許可: 要・不要) <input type="checkbox"/> 該当しない		担当者:
⑤ 土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		担当者:
⑤ 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	<input type="checkbox"/> 該当する (許可: 要・不要) <input type="checkbox"/> 該当しない		担当者:
補助金 がけ地近接等危険住宅 移転事業	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	<秋田市> 都市整備部 住宅整備課 住宅企画担当 ☎ 018-888-5770 (秋田市本庁舎 4階)	担当者:

各対象区域の概要

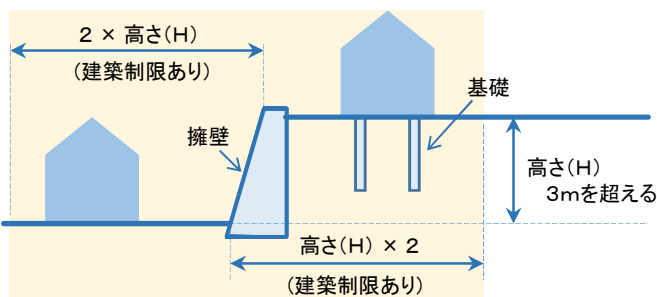
① 崖(がけ)付近の建築物

(建築基準法第40条、秋田県建築基準条例第4条)

下図の範囲について建築が制限されます。がけの高さや角度は、建築計画がある敷地ごとに、設計者などが各自確認を行う必要があります。



下図のように建築物の安全を確保できる擁壁や基礎を設けることで、建築が可能になる場合があります。



詳細については、当課窓口にて相談をお願いします。

② 災害危険区域

(建築基準法第39条、秋田市災害危険区域に関する条例第2条)

土石流その他の災害による危険が著しい区域として市長が指定している区域。住居の用に供する建築物は原則として建築してはならない。

③ 急傾斜地崩壊危険区域

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

水を放流または停滞させる行為など急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発するおそれのある行為について知事の許可が必要。

④ 地すべり危険区域

(地すべり等防止法)

地下水を誘致、停滞させる行為で地下水を増加させるなど地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長、誘発する行為について知事の許可が必要。

⑤ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(通称:土砂災害防止法)、建築基準法施行令第80条の3)

土砂災害のおそれがある区域が「土砂災害警戒区域」として指定され、警戒避難体制の整備が図られる。

警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域は「土砂災害特別警戒区域」に指定される。

特別警戒区域では、特定開発行為(住宅宅地分譲や災害弱者関連施設の建築)についての制限、居室を有する建築物の構造規制、著しい損壊が生ずるおそれのある建築物に対する移転勧告といった措置が行われる。